

# 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの中期目標期間終了時 における業務・組織全般の見直しについて

平成 27 年 9 月 11 日  
農 林 水 産 省

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「JIRCAS」という。）は、開発途上地域の農林水産業の技術の向上に寄与する研究開発を行う国立研究開発法人である。中長期的な世界の食料需給のひっ迫、温暖化の進行に伴う世界的な農作物生産条件の悪化等が懸念される中、一層の政策効果の発揮が期待される。

このため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「25 年基本方針」という。）等に基づく政府の独立行政法人改革の方向性、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定。以下「基本計画」という。）及び「農林水産研究基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日農林水産技術会議決定。以下「研究基本計画」という。）、第 3 期中期目標期間の見込評価結果等を踏まえ、研究開発成果の最大化を目指し、以下の方向で見直しを行うこととする。

## 第 1 新法人との連携強化

JIRCAS については、長年に亘って我が国における国際農林水産業研究を包括的に行う試験研究機関として、国際農業研究勢力における高いプレゼンスや、これまで海外で培ってきた研究ネットワークや実績を生かし、開発途上地域との研究協力等を推進するため、引き続き国立研究開発法人として単独で存置する。

一方、基礎から応用・実用化まで一貫した研究体制により研究成果の創出・社会還元を加速を図るため、平成 28 年 4 月に農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び、種苗管理センターの 4 法人を統合し一つの国立研究開発法人（以下「新法人」という。）とすることとなっている。このため、JIRCAS については、対外活動上のメリットを活かすため単独存置としつつ、国内で行う各種業務等においては、新法人との緊密な連携を構築し効率化を進めることとする。

## 第 2 研究・業務の重点化

### 1 政府方針に即した開発途上地域への研究協力

開発途上地域では農林水産業等が重要な産業であり、農林水産分野における研究協力を通じてこれらの国との関係を深めることは、我が国の国益に資するものである。また、近年、科学技術外交の戦略的展開の必要性も提言されている。

こうした情勢を踏まえ、政府方針を踏まえた研究協力の取組を推進する。すなわち、開発途上地域に対する研究開発については、アフリカ開発支援などに向け

た政府の方針や農林水産省が主導するグローバル・フードバリューチェーン戦略が策定されているとともに、各国との二国間政府対話等が行われているところであり、研究協力についても、これらとの整合を図りながら、国際農業研究協議グループ（CGIAR）等と連携して展開する。

## 2 研究内容の重点化

世界人口の増加、温暖化の進行に伴う異常気象の頻発等によって、世界の食料需給の中長期的なひっ迫が懸念されている中、開発途上地域については、必ずしも農業生産の潜在能力を十分に発揮できておらず、地域の自然環境にも配慮しつつ、持続性の高い農業生産活動を推進することで、世界の食料増産に貢献することが必要とされている。

このような情勢を踏まえて、

- (1) 地球温暖化の影響が著しい開発途上地域等における土壌、水、生物資源等の持続的な管理技術の開発
- (2) アフリカ・アジア等の低肥沃土や乾燥等の不良環境下における農作物等の生産性向上・安定生産技術の開発
- (3) 未利用バイオマスの高度利用等、開発途上地域の地域資源等の高付加価値化のための技術の開発

を重点的に実施し、持続的かつ効率的な農林水産活動を推進する。

上記の研究から、国内の生産者・企業等が活用できる技術シーズ等が得られた場合には、その事業化等に向け必要な技術的支援等を積極的に行う。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行う。

### 1 内部統制の強化

JIRCASにおいては、第3期に、植物防疫法違反、不適正な経理処理事案など国民からの信用を失いかねない重大事案が発生し、中期目標期間の実績評価（第3期の見込み評価）においても厳しい評定となっているところである。他法人においても、研究活動における不正行為の事案が発生し、社会的な問題にもなった。また、政府の独立行政法人改革においては、法人のガバナンス強化が重要な課題となっている。こうした状況を踏まえ、内部統制の強化及びコンプライアンスの推進に全力で取り組むこととし、監事機能の強化、役員の責任の明確化、内部統制に関する規定の整備と職員への周知を含むリスク管理の徹底、コンプライアンス意識を向上させるための取組等を推進する。研究活動における不正行為を事前に防止するための対策を強化するとともに、不正行為発生時に適切な対応を行うための仕組みを整備する。

## 2 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる。特に、情報セキュリティに関する教育・訓練の実施及びポリシーに関する遵守状況の把握については毎年度実施し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。また、情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処体制・手順や連絡体制・手順を整備する。

## 3 中長期目標期間を通じた効率化

新法人と JIRCAS の間において、共同調達など連携により効率化を図ることのできる部分について積極的な連携を行う。また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、情報システムの整備などに取り組む。

また、中長期計画において、効率的な業務運営に配慮した予算を計画し、当該予算による運営を行う。

## 4 人材の確保・育成

国立研究開発法人が継続的に社会で活用される質の高い研究成果を生みだしていく基盤は「人」であり、人材の確保・育成の取組を推進する。そのため、研究者等の業績評価システムの見直し、優秀な女性・若手研究者の積極的な採用・活用促進を行うとともに、新たに、産学官連携のためのコーディネーターなど研究支援活動に貢献した研究者等の将来のキャリアパス構築、大学等が有する革新的な技術シーズを活用するためのクロスアポイントメント制度等の整備を行う。

## 5 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施する。

## 6 給与水準の適正化

法人の事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入について検討するとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

## 7 保有資産の見直し

現有の施設・設備の必要性について自主点検を行い、そのうち不要と判断されたもの並びに利用率の低いものについては積極的に処分する。

## 8 自己収入の確保

競争的資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組むなど、自己収入の充実に努める。

## 9 目標設定と実績評価

「独立行政法人の目標策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）を踏まえ、研究開発成果の最大化等に向けた目標設定を的確に行う。中長期目標設定後は、改正された独立行政法人通則法に基づき、主務大臣が業務の実績評価を行い、その結果を法人の業務運営に反映させることで PDCA サイクルを機能させる。

## 10 政府方針等に基づく取組の着実な実施

上記のほか、25 年基本方針等に示された政府方針に基づく取組を着実に実施する。